

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人大和綾瀬薬剤師会（以下「本会」とする）定款第5条から第8条の規定に基づき、正会員および賛助会員の会費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費及び会費の種別)

第2条 本会の会員の会費は、正会員及び賛助会員会費とし、各会費の額は年度を単位として別表1の通りとする。

別表 1

会員区分		年額
正会員 1	薬剤師(保険薬局開設者)	48,000
正会員 2	薬剤師 (一般薬局開設者)	13,000
正会員 3	勤務薬剤師	13,000
賛助会員	非薬剤師の個人、団体	13,000